

財公用語の解説

歳入に関すること

| 項目 | 解説 |
|---------------|--|
| 市税 | 市民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税など地方税法に基づき市が徴収する税で、皆様から納めていただくものです。 |
| 地方譲与税 | 国が国税として徴収し、一定の客観的基準により地方公共団体に配分するもの。本市では、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税からなります。所得譲与税はH18年度をもって廃止されました。 |
| 利子割交付金 | 預金利子等の所得に対し分離課税される県民税利子割(税率5%)収入から徴収取扱費等を控除した額の3/5が個人県民税決算額の割合に応じて交付されます。 |
| 配当割交付金 | 特定配当等の額に対し分離課税される県民税配当割(税率3%)収入から徴収取扱費等を控除した額の3/5が個人県民税決算額の割合に応じて交付されます。 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 特定株式等譲渡所得に対し分離課税される県民税株式等譲渡所得割(税率3%)収入から取扱費等を控除した額の3/5が個人県民税決算額の割合に応じて交付されます。 |
| 地方消費税交付金 | 消費税の5分の1は地方消費税として、県並びに市町村に交付されます。交付額は、その市町村の国勢調査の人口や事業所統計の従業者数を基準に配分されます。 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 県が課税するゴルフ場利用税の収入額の7/10相当額がゴルフ場所在市町村に交付されます。 |
| 自動車取得税交付金 | 県が課税する自動車取得税の66.5/100相当額が市町村の管理する道路延長及び面積を基準に交付されます。 |
| 地方特例交付金 | 【特別交付金】 地方税の恒久的な減税に伴う減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が、H18年度に廃止されたことに伴う経過措置として交付されます。 【児童手当特例交付金】 児童手当制度の拡充に伴う財源措置として交付されます。 【減収補てん特例交付金】 住宅借入金等税額控除の既適用者について、所得税から住民税への税源移譲により所得税で控除しきれなかった税額控除額を、個人住民税から控除する特例措置に伴う減収を補てんするために交付されます。 |
| 地方交付税 | 市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。国税3税(所得税、酒税、法人税)に消費税、たばこ税を加えた5税が原資となっています。交付税には、市町村が標準的な行政を行なうために財源を保障するために交付される「普通交付税」と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための「特別交付税」があります。 |
| 交通安全対策特別交付金 | 市が道路交通安全施設の整備を行なう経費にあてるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。 |
| 分担金及び負担金 | 市が一部や特定の者に対し特に利益のある事務事業を行なう場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける人や団体から納めていただくものです。 |
| 使用料及び手数料 | (使用料) 市が所有し又は管理している施設等を利用する時に、市に納めていただくお金をいい、公営住宅使用料や総合体育館使用料などがあります。 (手数料) 市が特定の人のために行なう行政サービスの対価として市に納めていただくお金をいい、戸籍、住民票などの証明手数料などがあります。 |
| 国庫支出金 県支出金 | 市が行なう事務事業に、何らかの必要性に基づいて、国(県)が経費の一部又は全部として市町村に給付される収入をいいます。また、その性格により、負担金、補助金、委託金に区分されます。 |
| 財産収入 | 市が所有する財産等を貸し付けする事により生じる対価や基金の運用利息等の財産運用収入と、市町村の財産を譲渡することにより生じる財産売り払い収入があります。 |
| 寄附金 | 市民の皆様や各種団体からの寄附によるものです。 |
| 繰入金 | 市の他の会計や基金(貯金)からの繰入金で、主なものに財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。 |
| 繰越金 | 前年度の決算で生じた余剰金を、次年度の歳入に編入するときの収入をいいます。 |
| 諸収入 | 上記及び市債以外の収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入があります。 |
| 市債 | 公共施設等の整備に多くの財源が必要な場合、将来にわたり返済することを約束した借入金の中で、その返済が一般会計年度を超えるものをいいます。 |

| | |
|------|--|
| 一般財源 | 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいい、代表的なもので市税、地方譲与税、地方交付税などあります。 特定財源 |
| 特定財源 | 財源の用途が特定されているものをいい、代表的なもので国庫支出金、市債、分担金、負担金、使用料、手数料などがあります。 一般財源 |
| 依存財源 | 自主的に収入することができない財源のことをいいます。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税等がこれに該当します。 自主財源 |
| 自主財源 | 地方公共団体が自主的に収入できる財源のことです。代表的なものは市税で、その他に分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金、繰越金などがあります。 依存財源 |

歳出に関すること

| 項 目 | 解 説 |
|---------|---|
| 目的別分類 | 地方公共団体の経費をその行政目的により分類したものを目的別分類といいます。 |
| 議会費 | 議会の活動等に要する経費です。 |
| 総務費 | 人事、企画、財政、徴税、戸籍、統計や交通安全など、他部門に分類されない事業に要する経費です。 |
| 民生費 | 障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金などの事業に要する経費です。国民健康保険事業特別会計や老人保健医療事業特別会計への支出も含まれます。 |
| 衛生費 | 成人老人保健、母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業に要する経費です。病院事業会計や水道事業会計への支出も含まれます。 |
| 労働費 | 労働者福祉の事業に要する経費です。 |
| 農林水産業費 | 農林水産業振興の事業に要する経費です。 |
| 商工費 | 商工業振興、観光振興などの事業に要する経費です。 |
| 土木費 | 道路、公園や区画整理などの事業に要する経費です。下水道事業特別会計への支出も含まれます。 |
| 消防費 | 消防や火災予防などの災害対策のための経費です。 |
| 教育費 | 学校教育、生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費です。 |
| 災害復旧費 | 大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費です。 |
| 公債費 | 市債の元金、利子や一時借入金の利子のことをいいます。 |
| 諸支出金 | 他のどの支出科目にも目的が該当しない科目で、土地、建物などの取得にかかる経費です。 |
| 予備費 | 緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費です。 |
| 性質別分類 | 地方公共団体の経費を、経済的性質に着目して分類したもので、予算及び決算の「節」の区分を基準として分類されます。 |
| 人件費 | 職員の給与、退職金、議員や委員の報酬等に要する経費です。 |
| 物件費 | 人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的な費用の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。 |
| 維持補修費 | 市が管理する施設等を維持するために必要とされる修繕費などです。 |
| 扶助費 | 社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。 |
| 補助費等 | 市から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。 |
| 普通建設事業費 | 道路の新設や改良、市営住宅の新築、増改築などの建設事業に要する費用です。 |
| 災害復旧事業費 | 災害により被災した施設を復旧するための経費です。 |

| | |
|---------|---|
| 公債費 | 市債の元金・利息や一時借入金の利息を支払うための経費です。 |
| 積立金 | 基金等に積み立てるための費用です。 |
| 投資及び出資金 | 財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。 |
| 貸付金 | 地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、市が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。 |
| 繰出金 | 一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される費用です。 |
| 経常的経費 | 毎年度継続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費をいいます。 臨時的経費 |
| 臨時的経費 | 突発的、一時的な行政需要に対する経費をいいます。 経常的経費 |
| 義務的経費 | その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。一般的には、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。 任意的経費 |
| 任意的経費 | 市が任意に支出できる経費で、義務的経費以外の経費をいいます。 義務的経費 |
| 投資的経費 | 支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費、災害復旧費、失業対策費がこれにあたります。 消費的経費 |
| 消費的経費 | 経費支出の効果が、当該支出年度又は極めて短期間で終わるものに支出される経費のことをいいます。 投資的経費 |

財政指標等に関すること

| 項目 | 解説 |
|----------|--|
| 基準財政収入額 | 普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額。標準的な市税収入見込額の75%相当額と譲与税など税外収入の75%相当額(一部100%)が普通交付税の算定に使われます。 |
| 基準財政需要額 | 普通交付税の算定に用いるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額のことです。 |
| 標準財政規模 | 標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的な一般財源の大きさを示す指標で、標準的な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の総量の目安となる数値です。 |
| 起債制限比率 | 地方自治体に使途が任されている一般財源のうち、経常的な歳入の中で地方債返済に充てる金額が占める割合。3か年の平均値が20%を超えると地方債の発行に制限を受けます。 |
| 経常収支比率 | 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。すなわち、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に市税、普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率です。 |
| 財政力指数 | 普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。通常過去3ヶ年の平均値を指します。地方公共団体の財政力を示す指標で、この値が大きいほど財政的には余裕があり、1を超えた団体は交付税の不交付団体ということになります。 |
| 実質赤字比率 | 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に占める割合。一般会計等の赤字額の程度を表しています。 |
| 連結実質赤字比率 | 全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に占める割合。市の全会計の赤字(公営企業会計は資金不足額)や黒字を合計した市全体の赤字額の程度を表しています。 |
| 実質公債費比率 | 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(特別会計や公営企業会計の元利償還金に充てる繰出金や一部事務組合の元利償還金に充てる負担金など)の標準財政規模等に占める割合。(数値は3か年の平均値) |
| 将来負担比率 | 一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合。市債残高などの負債額が、標準的な年間収入の何年分にあたるかを表しています。 |
| 資金不足比率 | 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に占める割合。公営企業会計ごとの赤字額の程度を表しています。 |

その他一般

| 項 目 | 解 説 |
|-------------|--|
| 一時借入金 | 一会計年度において一時的に現金が不足した場合に借り入れるもので、民間企業の運転資金に近いものです。借入の最高額を予算に定めるとともに、当該年度の歳入をもって当該年度内に償還しなければなりません。 |
| 形式収支 | 決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。 |
| 減債基金 | 地方債の償還(返済)を計画的に行うための資金を積み立てるための基金です。 |
| 財政調整基金 | 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するため、決算剰余金等を原資に設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。 |
| 実質収支 | 決算において、歳入総額から歳出総額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除して算出します。これは、本来当該年度に属すべき支出及び収入が、当該年度に実際に執行されたものとみなすことにより、実質的な収支の状況を見ようとするものです。 |
| 一般会計等(普通会計) | 各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮定の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。 |
| ラスパイレス指数 | 地方公務員の給与水準を表す指数で、各地方公共団体の平均給与額を、職員の学歴別、経験年数別構成などが国と同一であると仮定して算出し、その数値を国の平均給与額を100として算出した指数です。 |
| 類似団体 | 類似団体とは、市町村を「人口」と「産業構造」の要素により分類したもので、自らと類似する他市との比較により、財政状況の分析の一助となるものです。 |
| 地方公営企業 | 水道や病院事業など、地方公共団体が経営する企業を指し、その活動に要する経費を原則として利用者の負担する料金で賄う、独立採算性による経営を行います。地方公営企業法の全部又は一部を適用している「法適用企業」と、それ以外の「法非適用企業」とに分かれます。 |
| 一部事務組合 | 地方公共団体が、事務の一部を共同して処理するために設立する団体で、主に消防や廃棄物処理など1地方公共団体の区域を越えた広域的な業務において設立されます。 |
| 広域連合 | 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設立する団体です。 |
| 第三セクター | 一般的には、国や地方公共団体と民間との共同出資で設立された事業主体を指します。「財政状況等一覧表」においては、地方公共団体が一定割合以上の出資・出金をしている財団法人などを指しています。 |